

厚生科学研究費補助金
政策科学推進研究事業

福祉 **NPO** と厚生行政との 共働可能性に関する調査研究

平成 13 年度 総括研究報告書

主任研究者 安立清史

平成 14 (2002) 年 3 月

厚生科学研究費補助金

政策科学推進研究事業

「福祉 NPO と厚生行政の共働可能性に関する調査研究」(H12-政策-009)

研究組織

〔研究代表者〕

安立清史（九州大学大学院人間環境学研究院）

〔研究分担者〕

三村 將（昭和大学医学部精神医学教室）

河野正輝（九州大学大学院法学研究院）

今里 滋（九州大学大学院法学研究院）

〔研究協力者〕

鍋山祥子（山口大学経済学部）

小柳宣子（九州女子大学家政学部人間生活学科）

園田浩之（社会福祉法人・恩賜財団母子愛育会）

西健太郎（九州大学大学院人間環境学府博士後期課程）

藤田摩理子（九州大学大学院人間環境学府修士課程）

「福祉 NPO と厚生行政との共働可能性に関する調査研究」総括研究報告書

目 次

1. 研究目的・方法と結果 安立清史・河野正輝・今里滋・三村將
 - (1) 調査の目的
 - (2) 調査の方法
 - (3) 調査の結果

2. 福祉 NPO の実態と動態
 - (1) 福祉 NPO の歴史的展開 藤田摩理子
 - (2) 福祉 NPO の組織構造 小柳宣子・鍋山祥子
 - (3) 福祉 NPO のサービス構造 園田浩之・西健太郎
 - (4) 福祉 NPO の事業構造 藤田摩理子
 - (5) 福祉 NPO の問題と課題 藤田摩理子

3. まとめと考察 安立清史・河野正輝・今里滋・三村將

資料

- ① 「市民互助団体（介護系 NPO）に関する全国調査」調査票
- ② 単純集計結果一覧

1. 研究目的・方法と結果

(1) 調査の目的

介護保険における指定事業者の実態と動態は、厚生行政にとっても重要な課題である。しかしながら、まだ事業者の種別ごとに詳しくデータを収集し、実態を明らかにし、実態と動態について分析を行った調査研究はほとんどない。ましてや民間非営利組織（NPO 法人）で、介護保険指定事業者となっている団体の実態についてはほとんど知られていない。

本調査研究は、介護保険指定事業者となった NPO 法人（特定非営利活動促進法に基づいて法人格を取得している団体）が、介護保険事業および介護保険の枠外活動（たすけあい活動など）をどのように担っているのかという実態調査を行い、NPO 法人が介護保険において、どのような活動実態であるのかを調査することとした。そして、NPO 法人が、介護保険だけでなく、地域社会の福祉や介護に、どのような役割をはたしているのかも調査することとした。そして、NPO 法人が、特定非営利活動促進法（NPO 法）と介護保険制度の発足によって、どのように変化しつつあるのか、その実態と動態を明らかにし、もって、介護保険事業や厚生行政の向上に資する基礎データとなることを目的としている。

この領域に関しては、これまでにほとんど先行研究がなく、その実態についての実証的なデータがなかった。したがって、本調査研究は、まず、介護保険指定事業者となっている全国の福祉 NPO の介護保険における活動実態に関する基礎データを収集することとした。ついで、介護保険によって NPO がどのような変化をみせているのか、そして現在、どのような動態にあるのかを明らかにすることを第二の目的とした。また、介護保険制度の枠内サービスだけでなく、独自のボランティア的な福祉サービス（ボランティア活動などから発展した、ふれあい活動、たすけあい活動などの枠外活動）を展開・提供していることが福祉 NPO の特徴でもあるので、こうした介護保険の枠外活動の実態についても調査することとした。そして、介護保険制度の発足という大変化を経験して独自のたすけあい活動などがどのような変化と動態にあるのかも調査した。

したがって、本調査研究は、介護保険を通して、全国の福祉 NPO がどのような変化・発展を経験しており、その中から、どのような問題や課題が生まれているのか、介護保険サービスだけでなく、それを補ったり、介護予防の機能を果たす枠外活動はどのような実態や動態になっているのか、総合して介護保険における福祉 NPO の役割に関する実証的な調査を行うこと

とした。このことは、在宅福祉を支援し、地域福祉を推進するうえでの福祉 NPO の実態と役割を明確化し、もって厚生行政との共働可能性を構築する基礎データとなるはずである。

(2) 調査の方法

調査対象は、特定非営利活動促進法（NPO 法）にもとづいて法人格を取得している NPO 法人で、介護保険の指定事業者となっている団体である。

調査にあたっては、研究初年度（平成 12 年度）に、調査項目や課題を設定するために、先行研究を調べ、全国の様々な先進的な NPO 法人を訪問しながらリーダーやスタッフ、利用者などにインタビュー調査を行い、介護保険と福祉 NPO 調査の枠組みを設定した。

研究二年目にあたる平成 13 年度は、これまでの先行研究やインタビュー調査の結果などをふまえて、全国の介護保険指定事業者となっている NPO 法人にアンケート調査を実施し、その結果を検討・吟味・分析した。

実施にあたって、全国の福祉 NPO 法人のネットワーク団体である、NPO 法人・市民互助型団体全国連絡協議会（略称・市民協）などの NPO 団体の全面的な協力をえて、調査対象となる母集団の確定を行った。

母集団の確定にあたっては、2001 年 6 月末日現在で、全国の都道府県の介護保険指定事業所一覧のなかから、事業者として登録されている NPO 法人を抽出し、全体の調査対象を確定した。2001 年 6 月末日現在で、介護保険指定事業者となっている NPO 法人は、全国で 565 団体であった。この全数を調査対象母体とした。そして、上述した調査研究の枠組みにのっとり調査票を設計し、2001 年 11 月に調査票を、全国の調査対象団体に送付した。調査実施にあたっては、NPO 法人・市民互助団体全国協議会、社団法人・長寿社会文化協会、NPO 法人・NPO 事業サポートセンターの全面的なご協力をえた。介護保険や福祉 NPO に関して、全国からアンケート調査が殺到して調査が困難なこの時期に、このような調査が実施でき、成果があげられたのは、こうした諸団体のご協力があったからである。特に機して謝意を表したい。

調査回収時期は、2001 年 12 月一ヶ月間とした。同年 12 月末日までに 200 票を回収した。そのうち、介護保険事業は NPO 法人とは別組織で行っている団体や、2001 年 11 月現在で介護保険事業を停止したり中止している団体を除外した 195 票を有効回答とした。回収率は 35.4%、有効回答率は 34.5%であった。回収率があまり上がらなかった理由としては、調査結

果からも分かるように、NPO 法人では団体の規模が小さく事務スタッフの数も少なく、アンケート調査などにさける余力がないことが推測される。民間非営利組織(NPO)は、ボランティア団体や任意団体から発展してきた小規模の団体が多く、専従スタッフが少ない。しかも、介護保険や NPO が全国的に注目されているのでアンケートが殺到している。こうした状況下での本調査の回収率となったと思われる。市民互助団体全国協議会ははじめ、協力していただいた諸団体に感謝する。しかしながら、介護保険における NPO の実態という研究テーマからすると、全体の半分以上の NPO 団体のデータを分析に入れることが出来なかったという意味で、今回の調査結果は、福祉 NPO 全体の実態に関するデータというよりは、介護保険制度のもとで活躍を始め、大きく動き始めている NPO の実態と動態についての問題探索的な結果と解しておくべきかもしれない。今回の調査結果は、問題の所在や課題をさらに具体的に発見し解明していくための課題発見的意味もしくは問題探索的意味をもったものであると考える。しかしながら、たんに課題や問題を発見するだけではなかった。介護保険制度全体のなかにおけるどのような NPO をとらえ得たかという観点からすると、歴史や実力のある福祉 NPO は、ほぼとらえ得たのではないかと推測できる(市民互助団体全国協議会など、福祉 NPO の全国ネットワーク団体に、調査結果を何度も吟味していただいた結果)。歴史をもって発展的に活動している NPO 法人については、ほぼその姿が捉えられたのではないかと考えられる。つまり、市民互助団体から発展してきた NPO が、介護保険でどのような活動実態であるのかについては、かなり精度の高いデータを得られたのではないかと考えている。

今回の調査では、どのような団体が、調査から漏れ落ちたのかということであるが、ひとつには、歴史の浅い、活動を開始してまもない団体が回答してくれなかったのではないかと考えられる。こうした団体は、設立したばかりで、介護保険の事務処理で多忙を極めているということは、訪問調査などから推測できることである。

ほかにも、今回の調査は、先行研究がほとんどない中で、活動実態についての分類軸を見つけていくため、スタッフ数や、活動時間、利用者数や事業高などについて、実数を記入していただく方法をとったが、このことも、回答率の低下に影響を与えたことが推測できる。今回の調査で、分散の度合いがほぼ把握できたので、次回以降に類似の調査を行う場合に、実数を記入する方法ではなく、選択肢をたてて調査できる体制が出来たと考える。このことも、実態把握、問題や課題探索型の今回の調査の成果のひとつと言いうるのではないか。

(3) 調査の結果

(3) - 1 調査の内容

今回の全国調査では、以下の項目を調査した。

- (1) 団体の設立時期や NPO 法人格取得時期、介護保険事業の指定時期など、団体の歴史に関わる部分
- (2) 団体の介護保険部門のスタッフ構造
- (3) 団体の介護保険枠外活動（たすけあい活動など）部門のスタッフ構造
- (4) 団体のサービス利用者構造
- (5) 団体の介護保険で提供しているサービスの種類と提供実態（件数や事業高等）
- (6) 団体の介護保険枠外活動（たすけあい活動など）で提供しているサービスの種類と提供実態（件数や事業高など）
- (7) 団体の 1999 年度と 2000 年度の収入構造とそれぞれの事業高
- (8) 介護保険開始後のボランティア的な枠外活動（たすけあい活動など）の動向
- (9) リーダーの介護保険と枠外活動（たすけあい活動など）に関する意識
- (10) 介護保険で活動を行ううえでの NPO 法人の問題や課題

(3) - 2 調査結果の概要

今回の調査では、介護保険制度のもとで福祉 NPO が拡大・発展していること、多様に分化していること、そして多様な発展段階を示していることを発見した。

(1) 福祉 NPO による介護保険事業の類型化

福祉 NPO が、介護保険で提供しているサービスに着目し分類・分析した結果、次の 6 つのタイプを発見した。

- ① 訪問介護型（介護保険制度の枠内では、訪問介護サービスだけを行っている）
- ② 訪問介護＋ケアプラン型（ケアマネージャーを雇用してケアプランを作成しながら訪問介護サービスを提供している。）
- ③ 訪問介護＋施設型（訪問介護サービスのみならず、デイサービスや宅老所なども運営して

いる)

- ④ 複合発展型(ケアマネージャーにおいてケアプランを作成しながら、訪問介護サービスや、デイサービス、宅老所やグループホームなどの施設運営へと複合的・総合的に発展しながらサービスを提供している)
- ⑤ ケアマネ中心型(ケアプラン作成のみを行い、訪問介護サービスなどは提供していない。ケアマネージャー中心に NPO を運営していると考えられる)
- ⑥ 施設運営特化型(訪問介護サービスは提供せず、デイサービスや宅老所などの施設サービスの運営に特化している)

(2) 福祉 NPO による枠外活動(たすけあい活動など)の分類

福祉 NPO の特徴として、単に介護保険事業を行うだけでなく、介護保険制度ではカバーされない様々な在宅福祉のニーズに柔軟かつ多様に応えるという特質があげられる。今回の調査では、福祉 NPO による枠外活動(たすけあい活動など)に関して次のような類型が発見された。

- ① 家事援助型(ホームヘルプサービスのみを枠外(たすけあい活動)として提供している)
- ② 家事援助+α型(ホームヘルプサービスを中心に、話し相手や安否確認などいくつかのサービスを提供している)
- ③ 家事援助+移送型(ホームヘルプサービスと移送サービスを行っている)
- ④ 家事援助+デイサービス型(ホームヘルプサービスとデイサービスを提供している)
- ⑤ 移送中心型(ホームヘルプサービスは提供せず、移送サービスが中心)
- ⑥ デイサービス中心型(ホームヘルプサービスは提供せず、デイサービス中心)
- ⑦ 宅老所中心型(ホームヘルプサービスは提供せず、宅老所の運営中心)

(3) 事業高、スタッフ構造などによる福祉 NPO の分類

今回の調査から、事業高別に分析し、大規模 NPO、中規模 NPO、小規模 NPO という分類を行い、事業高ごとの特徴や課題などを明らかにできた。また、スタッフ構造ごとに福祉 NPO を分類し、スタッフ構造ごとに福祉 NPO の特徴や課題などを明らかにした。

(4) 福祉 NPO と厚生行政との共働に関する考察

今回の調査により、福祉 NPO が、介護保険事業者となることを通じて大きく拡大・発展・展開しつつあることが明らかになった。福祉 NPO も、厚生行政にとってきわめて重要な要因となっていることが確認された。そして福祉 NPO は介護保険事業だけでなく、ボランティア的なふれあい活動、たすけあい活動などの介護保険枠外活動を多様にしかも活発に行っているところに団体としての特徴がある。この介護保険枠外活動は、介護保険事業ではカバーされない地域の様々なニーズに対して柔軟かつ多様なサービス提供によって応えようとするものであり介護予防としても、在宅生活支援としても意義の高いものである。福祉 NPO が、介護保険事業とともに介護保険枠外活動とを総合的に提供しており、この中から厚生行政にとっても重要な地域の福祉ニーズが発見されている。この点からも、厚生行政にとって福祉 NPO との共働がきわめて重要になってきている。また、今回の調査から、福祉 NPO が介護保険事業者となることによって、多様なタイプに分化してきていることが発見された。サービス構造の点からも、スタッフ構造の点からも、事業高の点からも、福祉 NPO も様々に分化している。そしてそれぞれのタイプごとに地域の中で果たす役割が異なっており、それぞれに重要な役割を地域の中で果たすようになってきている。介護保険をさらに質的・量的にも向上させるためにも、こうした地域の細かな新しいニーズに対応している福祉 NPO と厚生行政との共働がますます必要になってきていることが明らかになった。また地方自治体レベルでも福祉 NPO との共働が始まっており、こうした点からも福祉 NPO と厚生行政との共働を総合的に行う必要があることが明らかになった。

2. 福祉 NPO の実態と動態

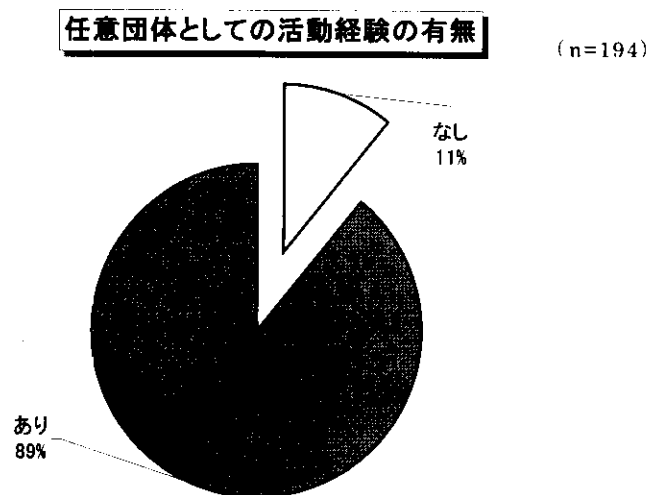
(1) 福祉 NPO の歴史的展開

まずはじめに、介護系 NPO はどのようにして生まれ、そしてその背景にはどのような歴史的・社会的要因が存在するのかを概観する。なお、介護系 NPO とは、介護保険事業者の指定を受け、かつ特定非営利活動法人（以下 NPO 法人）格をもつ団体のこととする。

団体の設立時期について

介護系 NPO の多くは、任意（ボランティア）団体としての歴史をもっている。今回の調査結果では、任意（ボランティア）団体としての活動を経験している団体が全体の約 9 割（88.7%・173 団体）、任意（ボランティア）団体の活動経験がなく、設立当初から介護系 NPO として活動している団体が約 1 割（10.8%・21 団体）であった（図 1 参照）。

図 1

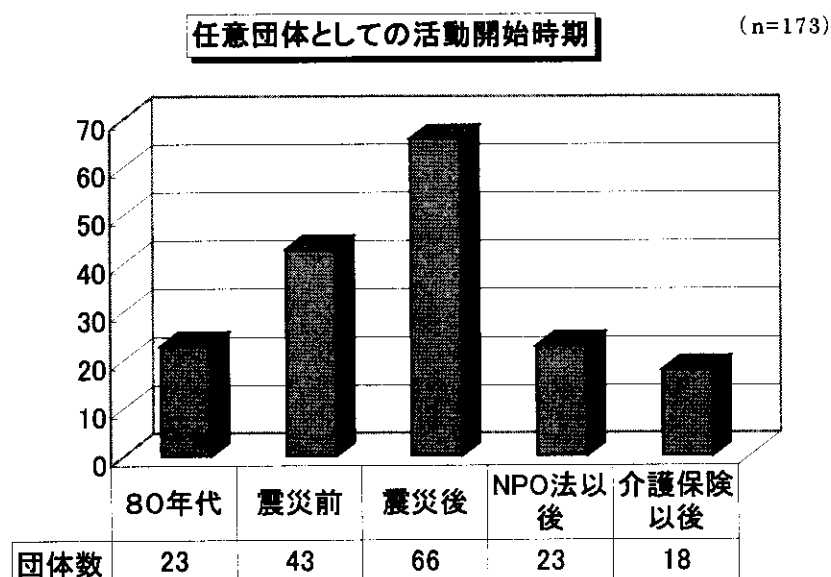


任意（ボランティア）団体を経験していない団体は、基本的に特定非営利活動促進法（以下 NPO 法）の施行後に設立されたと考えられるが、では任意（ボランティア）団体として活動を行っていた団体はどのような時期に設立され、活動を開始したのだろうか？それらを、歴史的な事実と関連付けて概観する。

そこで、団体の設立時期を、80 年代（1980 年 4 月～1989 年 12 月）・阪神・淡路大震災の前

(1990 年 1 月～1994 年 12 月)・阪神・淡路大震災後～NPO 法施行まで (1995 年 1 月～1998 年 11 月)・NPO 法施行後～介護保険施行前まで (1998 年 12 月～2000 年 3 月)・介護保険施行以後 (2000 年 4 月～) までの 5 段階に区分した (図 2 参照)。

図 2



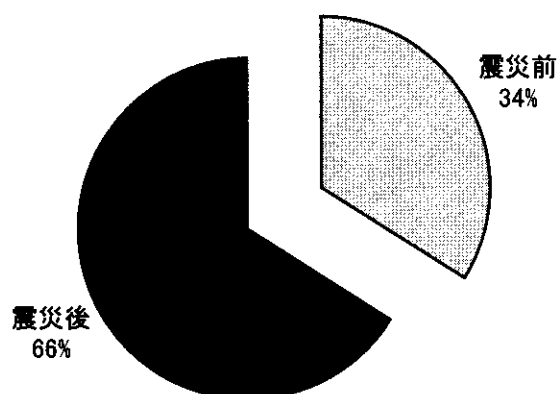
今回の調査では、任意（ボランティア）団体として活動をはじめた時期は、「震災後～NPO 法まで」の時期が最も多く（66 団体・31.9%）、「介護保険以後」の時期が最も少なかった（18 団体・8.7%）。最も歴史のある団体は 1980 年（1 団体・0.5%）に設立されており、最も新しいものは 2001 年（7 団体・3.6%）に設立された団体であった。最も多く団体が設立された時期は 1999 年（22 団体・11.3%）であったが、これは介護保険法の施行が 2000 年 4 月からであったため、それをみこして前年から設立がはじまったと考えられる。

さらに、これらを歴史的な事実と関連づけてみると、阪神・淡路大震災の前後で最も設立が多かった。震災後に設立された団体は全体の約 6 割（65.1%・129 団体）を占めており、震災前に設立された団体が 66 団体（34.9%）であった。阪神・淡路大震災は、ボランティア活動やボランティア活動を支える非営利組織の重要性を社会に広く認識させたと言われているが、本調査の結果からも、阪神・淡路大震災がボランティア活動や介護系 NPO といった非営利組織の活動に与えた影響は大きいと考えることができる (図 3 参照)。

では、1998 年 12 月に施行された NPO 法や、2000 年 4 月から施行された介護保険法が介護系 NPO に与えた影響はどのようなものだったのだろうか。

図 3

(n=195)

阪神・淡路大震災前後で団体数はどのように変化したか

まず、NPO 法が介護系 NPO に与えた影響について概観する（図 4 参照）。先述したように、介護系 NPO には任意団体経験をもつ団体が多く、任意団体としての設立年でみていくと（図 2 参照）、NPO 法施行後から介護保険法施行までの時期に設立された団体は 23 団体で、全体の 11.1% であった。また、介護保険法施行後に設立された団体も広く NPO 法施行後に設立された団体として考えれば、NPO 法施行後に設立された団体は 41 団体（19.8%）となる。また、任意団体経験をもたず、活動開始当初から NPO 法人格を所有する団体 12 団体（全体の 6.5%・NPO 法後成立の団体のうち 17.7%）もその中に含めると、NPO 法施行後に設立された団体は 68 団体（36.8%）となる。以上から、介護系 NPO は NPO 法施行によって法人格を取得する以前から、地域で福祉活動を行っていた団体が多いと推測される（63.2%・117 団体）。

次に、介護保険法が介護系 NPO に与えた影響を概観すると（図 5 参照）、介護保険法施行以前から活動を行っていた団体は 127 団体で、全体の約 7 割（66.5%）であった。また、介護保険法施行後に設立された団体は 67 団体で、全体の 34.5% であった。以上より、介護系 NPO の多くは介護保険法施行以前から、地域で独自にニーズを発見し、福祉活動を行っていた団体であると推測され、またこのような活動が介護保険法にも影響を与えたとも考えられる。

以上のように、歴史的な事実が介護系 NPO にどのような影響を与えたのかを概観してきたが、介護系 NPO には法人格を取得する以前からや介護保険法が施行される前から地域で福祉活動を行っていた団体が多いことがわかった。そのような団体が最も多く設立された時期 1995 年 1 月の阪神・淡路大震災の前後であった。

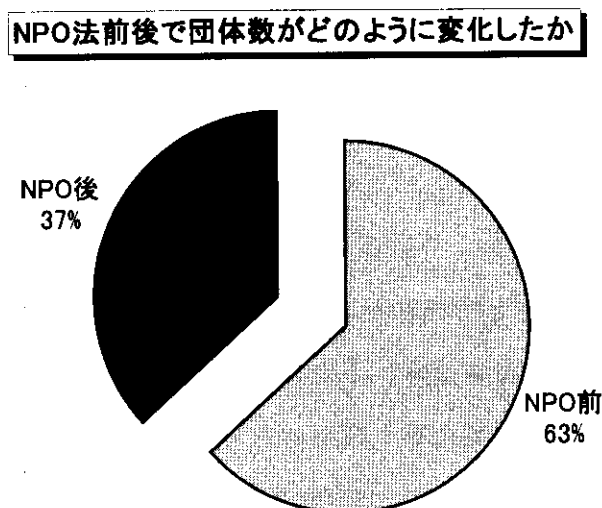
また、先述したように多くの団体は地域福祉活動を行う任意団体としての経験をもつが、中

には任意（ボランティア）団体の経験をもたず、NPO法が施行された後に、活動を開始させた団体も全体の約1割（11.0%・21団体）存在する。

今回の調査では、NPO法や介護保険法以前から任意団体として、地域で福祉活動を行っている団体が多数であることがわかったが、今後はこのような任意団体経験をもたない団体も増えていくことが予測される。本調査では、その詳細は不明であったが、今後はこのような団体への着目も課題の1つである。

図 4

(n=185)

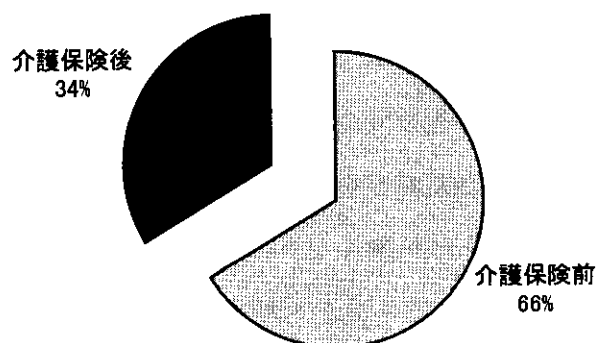


注：NPO法以前でかつ任意（ボランティア）団体経験無と答えた団体は欠損値扱いとした

図 5

介護保険法前後で団体数がどのように変化したか

(n=194)



(2)福祉 NPO の組織構造

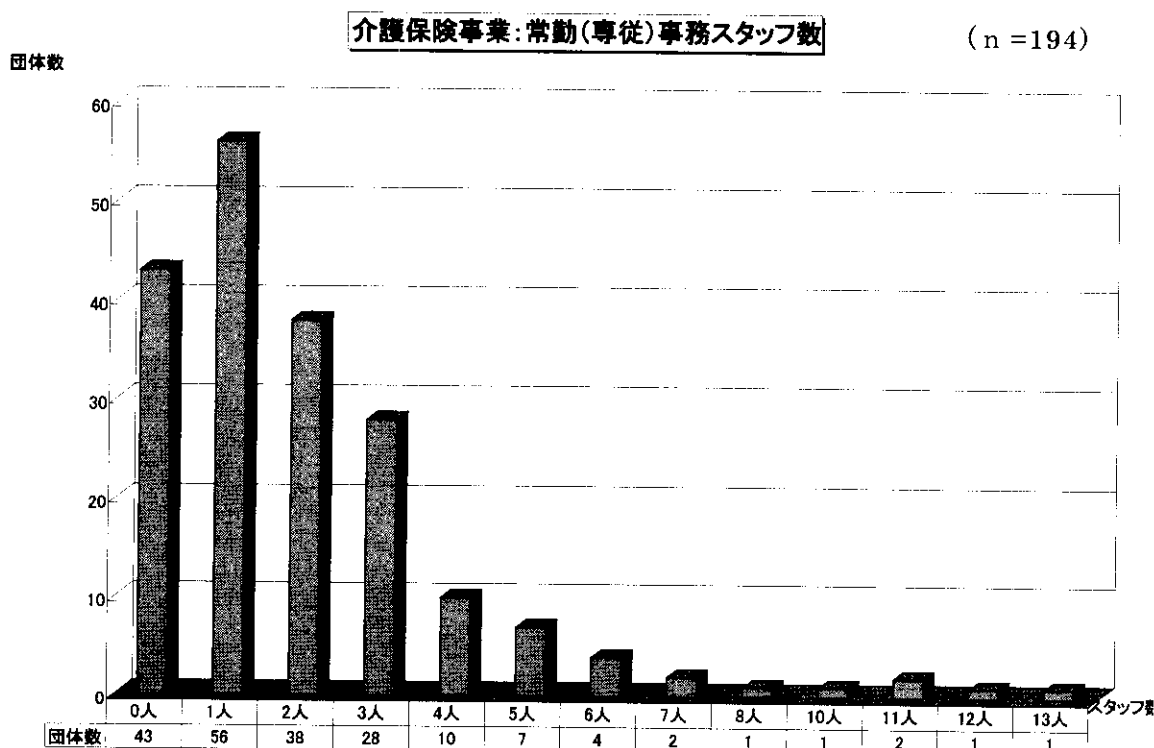
(2)－1 スタッフの構成

ここでは、NPO 法人の組織の概要について、人的規模、及びその構成概要により概観する。その際、NPO 法人のスタッフを介護保険事業に携わるスタッフと介護保険事業の枠外の活動に携わるスタッフに分けた。さらに介護保険事業に携わるスタッフは事務の常勤(専従)・非常勤スタッフと介護・サービス提供の常勤・非常勤スタッフ、及びその他に分類し、介護保険事業の枠外の活動に携わるスタッフは事務の常勤・非常勤と、ボランティア(無償)スタッフと登録・協力会員などのいわゆる「有償ボランティア」スタッフ、及びその他に分類した。以下、その単純集計結果を示す。

①介護保険事業に携わるスタッフについて

介護保険事業の常勤(専従)事務スタッフ数は、「1人」(28.9%、56団体)が最も多く、最大値は「13人」(0.5%、1団体)であったが、全体の平均スタッフ数は2.0人と少なく、また「0人」と回答した団体も22.2%(43団体)あった。すなわち、介護保険指定事業者として、公的サービスを提供するようになり、煩雑な事務手続きは増加したと考えられるが、それらの事務手続きを常時専門的に行うスタッフは全くいないか、1人いる場合が全体の約半数であった(図1、表7参照)。

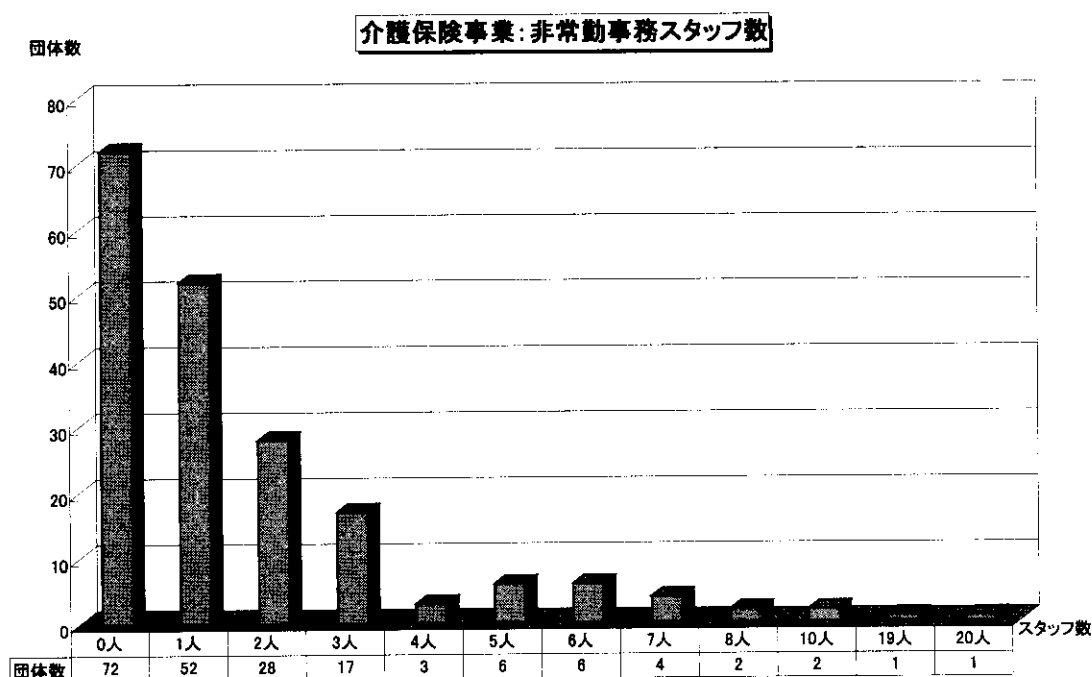
図 1



さらに、非常勤事務スタッフ数は「0人」（37.1%、72団体）が最も多く、最大値「20人」（0.5%、1団体）、平均スタッフ数 1.8 人であり、常勤・非常勤スタッフを併せると、3～4 人であった（図 2、表 7 参照）。また、事務スタッフにおける常勤と非常勤の人数は正の相関がみられることから（.296、 $p<.01$ ）常勤事務スタッフがいる際は、非常勤事務スタッフはあくまで常勤事務スタッフの補佐的な役割をしていると考えられる。

現場では事務処理が多いものの、スタッフを増員する余裕がないという声も聞かれる他、事務のアウトソーシング（e.g. 市民協の共同事務センター等）の動きもみられるが、介護保険のサービス内容を中心に議論されることの多い現状にあって、事務処理の合理化とアウトソーシングの方法などは今後 NPO 法人の重要な課題の一つではなかろうか。

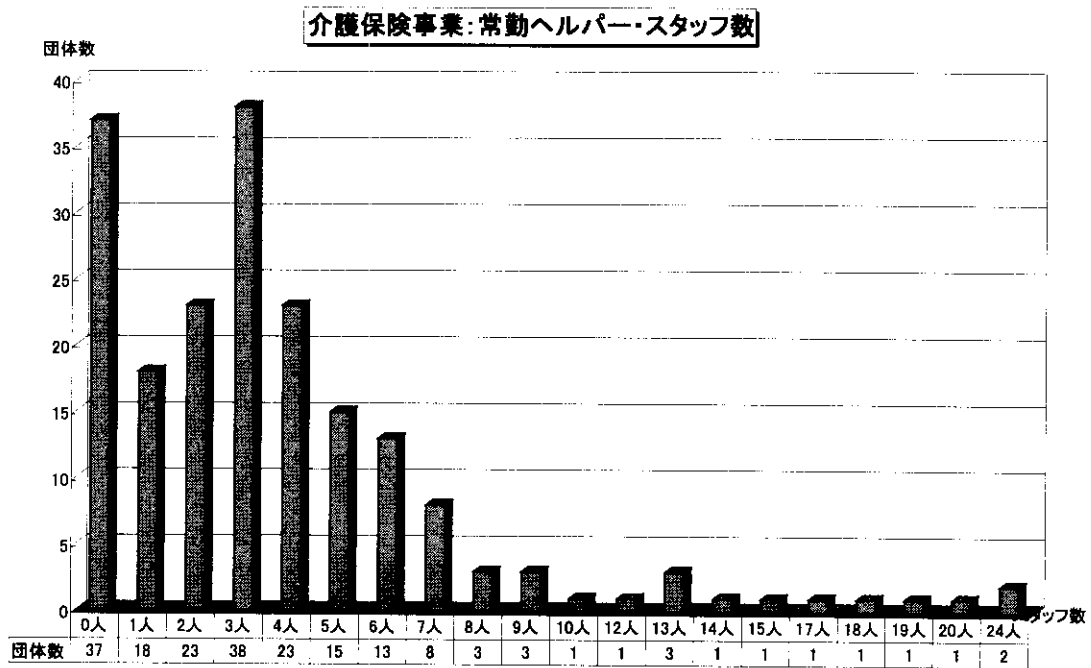
図 2



(n=194)

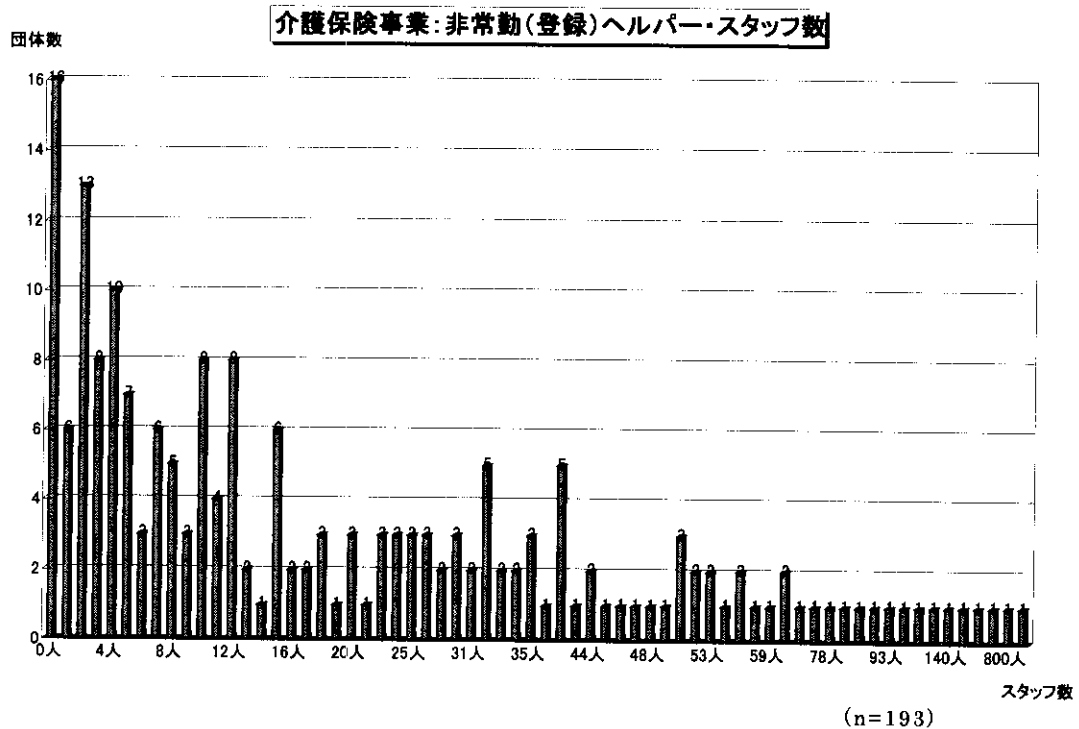
常勤のヘルパースタッフ数は、「3人」（19.6%、38団体）が最も多く、平均値は 3.8 人であった（図 3、表 7 参照）。一方、非常勤（登録）のヘルパースタッフ数は、0～1950 人と分散する傾向がみられた（図 4、表 7 参照、但し、「1950人」は外れ値の為、図中では省略している）が（平均値 38.6 人、標準偏差 152.7）、それらの実働人数でみると、「10人」（6.2%、8団体）が最も多く、平均値 28.3 人であった。

図 3



(n=194)

図 4



(n=193)

また、事務スタッフが何人のヘルパーの事務を行っているかについて、介護保険事業に携わる全ヘルパー（常勤、非常勤、「有償ボランティア」のヘルパー）の人数を同じく全事務スタッフ（常勤、非常勤、無償の事務スタッフ）の数で割った、スタッフ一人あたりの

ヘルパー人数を概観した。その結果、平均して事務スタッフ 1 人あたり 9.8 人のヘルパーの事務を行っているという結果が得られた（表 1 参照）。この数が多いのか、あるいは少ないのかという評価については、今後ケーススタディによって明らかにしていきたい。

さらに、事業高（2000 年度介護保険事業収入）とスタッフ一人あたりのヘルパー人数との間には正の相関がみられることから（ $r=.420$ 、 $p<.01$ 、 $n=149$ ）、介護保険事業収入が増加すると、事務スタッフ 1 人あたりが受け持つヘルパーの人数は増加していると言える。すなわち収入が増加してもヘルパーに比べ、事務スタッフの増員の割合は少なく、事業収入が増加するとともに、効率的な運営を行っていることが窺えた。

表 1

事務スタッフ1人あたりヘルパー人数	
度数(n)	187.0
平均値	9.8
中央値	6.6
最頻値	4.0
標準偏差	14.2
最小値	0.0
最大値	177.6

次に、事務スタッフ一人あたりのヘルパー人数と、事業内容との関連性について概観した。すなわち、事業内容（居宅介護支援、訪問介護、訪問看護、訪問入浴・入浴介護、通所介護（デイサービス）、痴呆対応型共同生活介護（グループホーム）、福祉用具の貸与）の組み合わせによって、6 分類した加工変数（「訪問介護型」、「訪問介護＋ケアマネ型」、「複合発展型」、「施設運営特化型」、「訪問介護＋施設型」、「ケアマネ運営型」）により、事務スタッフ一人あたりのヘルパー人数の平均値の差を分析した。その結果、「訪問介護＋ケアマネ型」（平均 16.1 人）の方が、「施設運営特化型」（平均 5.6 人）よりも事務スタッフ一人あたりのヘルパー人数が多いという結果が得られた（表 2 参照）。訪問介護事業自体、マンパワーを必要とするが、さらに訪問介護事業にケアマネージャーを配置することによって、より多くのヘルパーの事務処理が可能になると考えられる。また、同様に利用者一人あたりのヘルパー数と事業内容の関連性について分析した結果、「ケアマネ運営型」が「訪問介護型」よりもヘルパー一人あたりの利用者数が多いという結果が得られた（表 3 参照）。NPO 法人の情報が口コミによって拡がることを想定すると、ケアマネージャーの配置とデイサービスなどの人の出入りの多い施設運営を行うと言うことは、訪問介護など

に比べ、情報の伝わり方が早く、利用者が集まりやすいのではないかと推測ができる。また、「施設運営特化型」のヘルパー1人あたりの平均利用者数も13.0人と多い。したがって、利用者数からみると、訪問介護よりも施設介護の方がヘルパー1人あたりの人数が少なく、事業内容によって、スタッフ数の大小に差がみられることが窺えた。

表 2

介護保険事業における事務スタッフ一人あたりのヘルパー数と事業タイプとの関連性(n=177)

事業タイプ	平均値	標準偏差	有意な比較 (Bonferroni)	F値
1. 訪問介護型	8.2	5.5	2>4*	2.72*
2. 訪問介護+ケアマネ型	16.1	26.6		
3. 複合発展型	10.4	8.0		
4. 施設運営特化型	5.6	3.6		
5. 訪問介護+施設型	11.2	9.0		
6. ケアマネ運営型	5.2	5.2		

p<.05*

※ここでいう「有意な比較」とは、平均値の差が母集団において、「差がある」といえるかどうか (Bonferroni の手法により) 検定した結果有意であったケースを示している。

表 3

介護保険事業におけるヘルパー一人あたりの利用者数と事業タイプとの関連性(n=171)

事業タイプ	平均値	標準偏差	有意な比較 (Bonferroni)	F値
1. 訪問介護型	6.3	7.1	6>1*	2.67*
2. 訪問介護+ケアマネ型	8.2	14.0		
3. 複合発展型	9.0	8.2		
4. 施設運営特化型	13.0	13.3		
5. 訪問介護+施設型	9.6	7.6		
6. ケアマネ運営型	17.0	16.3		

p<.05*

このように、介護系NPOの介護保険事業を人的規模から概観した結果、常勤・非常勤の事務スタッフ数や常勤の介護・サービス提供スタッフ数には分散傾向がみられないも

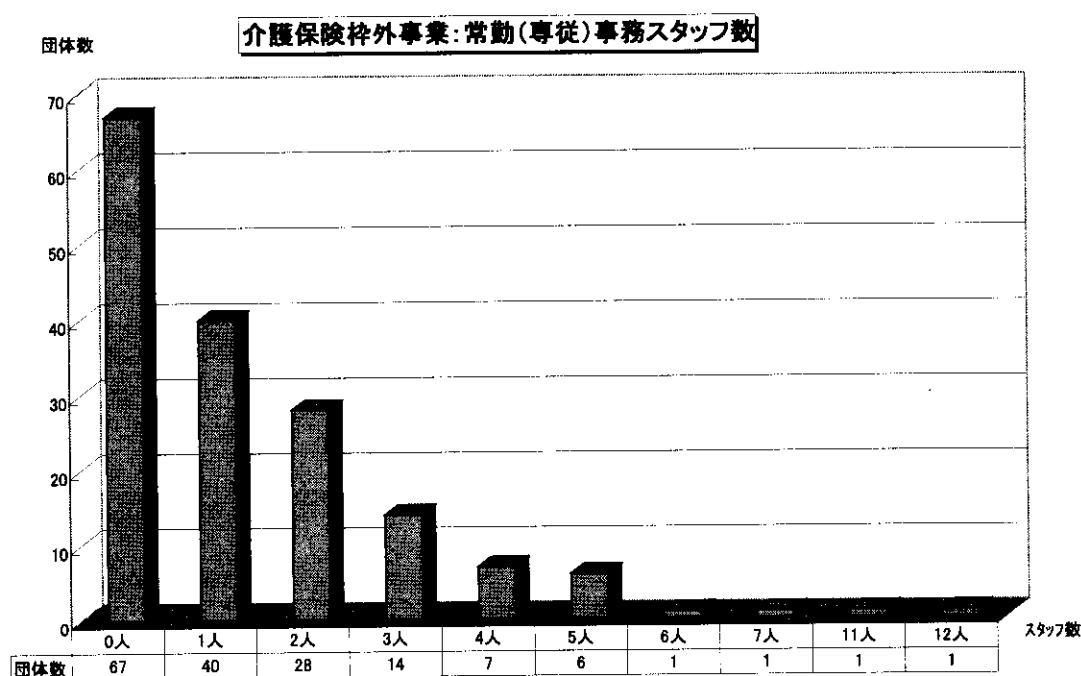
の、非常勤での介護・サービス提供スタッフ数に分散化傾向がみられた。これらの傾向をより実態にもとづき把握していく為にも、今後はとくにその実働人数の把握方法を見出すことにより、より正確な NPO 法人の人的規模を測定することが課題である。しかしながら、潜在的なパワーも含め、NPO 法人において非常勤スタッフのパワーが非常に大きいことがあらためて確認されたといえる。

次に、介護保険事業の枠外活動（「たすけあい活動」など）に携わるスタッフについて概要を説明する。

②介護保険事業の枠外活動（「たすけあい活動」など）に携わるスタッフについて

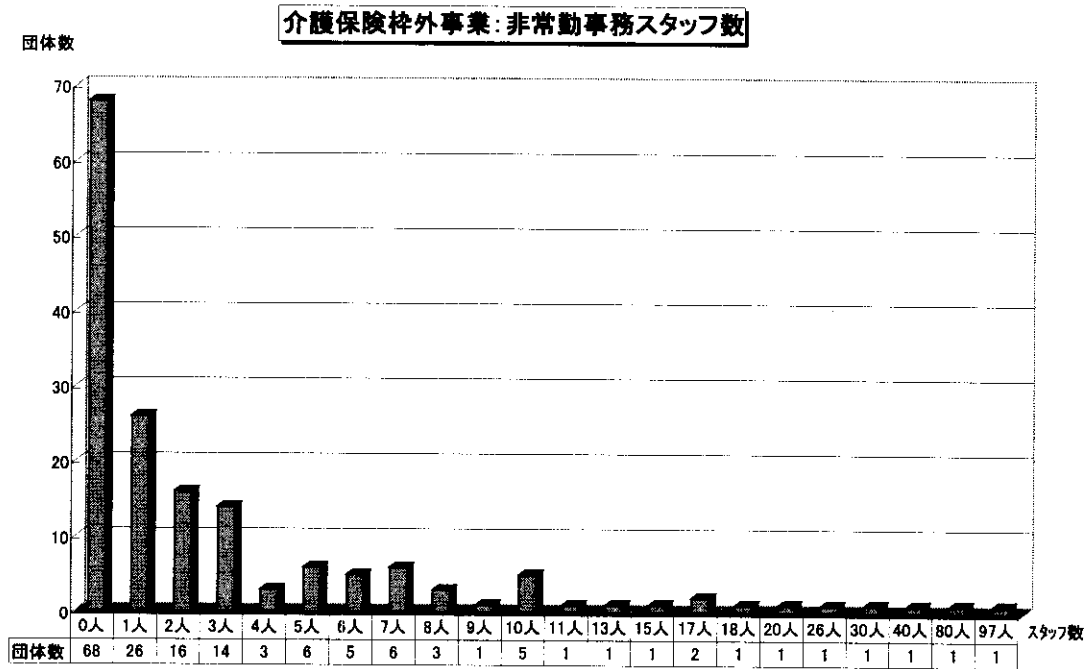
まず、枠外活動の事務スタッフ数については、常勤（専従）事務スタッフ数は 0 人（40.4%、67 団体）が最も多く、平均値も 1.4 人と少なく、また介護保険事業の常勤（専従）事務スタッフ数と比較してもより小数であった（図 5、表 7 参照）。

図 5



(n=166)

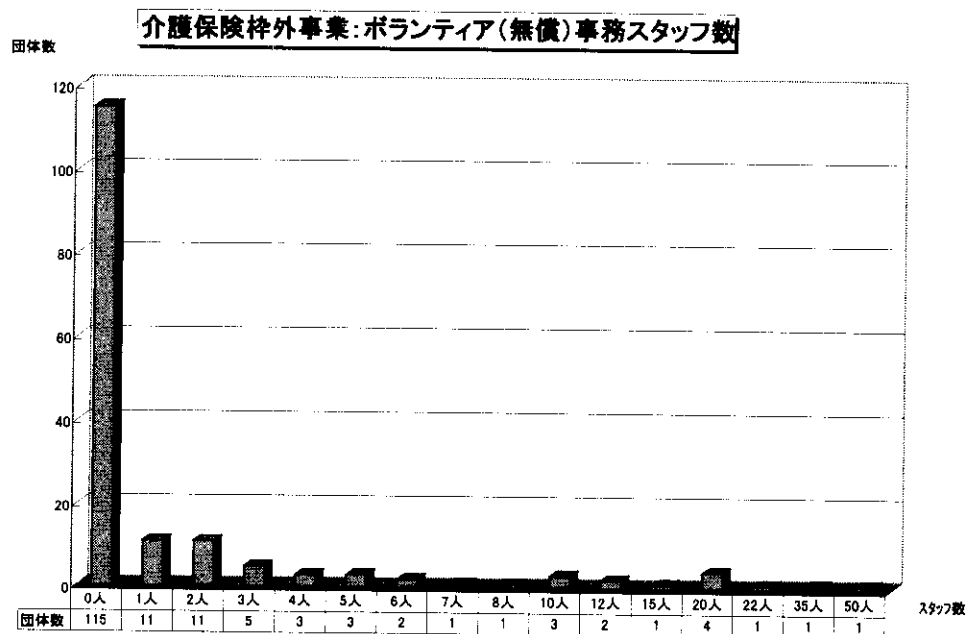
図 6



(n=165)

一方、非常勤事務スタッフ数も同様に 0 人（41.2%、68 団体）が最も多かったが、最高人数が 97 人と分散化傾向がみられた（図 6、表 7 参照）。またボランティア（無償）事務スタッフについても 0 人（69.7%、115 団体）が最も多かったが、最高人数が 50 人と若干の分散化傾向がみられた（図 7 参照）。

図 7



(n=165)